

一四 首都

一 首都という用語は、一般には、中央政府（又は国の元首）の所在する都市を指す意味で用いられており、首都圏整備法等の現行法上の「首都」という用語も、明確な定義はないものの、このような通常の用例を踏まえて用いられているものと解される。

二 我が国の首都については、東京を我が国の首都とする直接の明文の規定は存しないが、例えば、①首都圏整備法第一条第一項は「この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。」と規定しており、これは、同法の制定に伴い、同法に実質的に吸収されることとなつた（旧）首都建設法第一条が「この法律は、東京都を新しく我が平和国家の首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を發揮し得るよう計画し、建設することを目的とする。」と規定していいたことを受けつつ、首都圏整備法施行後も、引き続き東京を我が国の首都とすることを当然の前提とした趣旨と理解され、また、②首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法等の首都圏関連法律における「首都圏」も、首都圏整備法上の首都圏を受けたものであつて、これらの法律もまた、東京が首都であることを前提としていると考えられ、このほか、③首都高速道路公団法についても、その第一条で「首都高速道路公団は、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、…自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって首都の機能の維持及び増進に資することを目的とする。」との規定が置かれている。このように、首都という用語を法律上用いている現行の関係法律は、国法上、東京が我が国の首都として取り扱われることを前提として規定しているものと解される。

(注1) 首都建設法(昭二五法二一九)は、首都圏整備法附則第四項の規定により、同法の施行された昭和三一年六月九日をもって廃止された。

(注2) 首都建設法第一二条は、「東京都の区域により行う都市計画事業については、東京都が国の首都であることにかんがみて必要と認めるときは、建設省、運輸省その他その事業の内容である事項を主管する行政官庁がこれを執行することができる。」の場合においては、東京都及びその区域内の関係地方公共団体の同意を得なければならない。」と定め、東京都が首都であることを法文上明示していた。

(注3) 立法、行政、司法の三権との関係では、国会及び内閣については、これを東京に置くとの明文の規定は存しないが、裁判所については、裁判所法第六条で、最高裁判所を東京に置くとの規定がある。

(参考)

法律条文中「首都」の用語が用いられている主な法律

- 1 首都圏整備法(昭三一法八二)
- 2 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭三三法九八)
- 3 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭三四法一七)
- 4 首都高速道路公団法(昭三四法一三三)
- 5 首都圏近郊緑地保全法(昭四一法一〇一)
- 6 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭四一法一〇四)
- 7 筑波研究学園都市建設法(昭四五法七二)
- 8 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭五〇法六七)

(国会答弁例)

〔参・内閣委 昭五四・六・五
真田内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（真田秀夫君） それから東京が首都であることについて法令上の根拠が一体何にもないではないかといふいしまお話をいたしましたが、首都圈整備法とか首都に関する法律は幾つかござります。その中には、東京都の区の存する区域は首都圏であるといふように書いてござりますし、それから裁判所法の条文をこらんになりますと、最高裁判所は東京に置くという明文の規定もござります。ただ、国会は東京に置くとか内閣は東京に置くという規定はございません。ございませんが、東京が日本の首都であるというそういう確信は、これは日本国民だれもが疑いなくそう信じていることであろうと存じます。

〔参・土地問題等特別委 昭六三・五・一〇
竹下内閣總理大臣 答弁〕

○国務大臣（竹下登君） いわゆる首都機能、こういうことになりますと、首都というものの定義は何ぞや、こういうことになると思います。それについて明確な定義があるわけじゃございませんけれども、常識的に諸外国等の事例から考えますならば、国会、中央省庁、こういういわば政治、行政の中心となる機能を備えているものというのが首都ではないかな、こういうふうに考えておるところであります。 ただし、これについてはやっぱり今度は、いつも申しますように、いや首都だ、遷都だ、分都だ、いろいろございますが、そういう言葉の整理も逐次なされておりますけれども、国民生活に影響することが余りにも大きい問題でございますので、今軽々に私自身が内閣として、このような首都移転をも含めた計画を考えておりますというところまでは率直に言つていっていない。そういう環境というものがどう熱していくかということで、これ

からそれはそれとして終始しながら、その問題と関連なく、都区部に存在する必然性のないものの移転とか、分散とか、そういう問題に力をいたすべきではなかろうかというふうに考えております。

(参考資料)

○国語辞典における「首都」等の意味

(1) 「広辞苑」(第五版)

しゅーと【首都】その国の中央政府のある都市。首府

(2) 「広辞苑」(第三版)

しゅーふ【首府】国の元首の居住する都市。その国の中央政府がおかれている都市。首都。

(注) 第五版では、「国の元首の居住する都市。」の記述がない。

(3) 「講談社日本語大辞典」(第二版)

しゅーと【首都】その国の中央政府が置かれている都市。政治的機能を中心とするが、経済的・文化的中心となることが多い。首府。capital

(4) 「学研国語大辞典」(第二版)

しゅーと【首都】その国全体を治める役所のある都市。首府。「日本の一は東京」

○三権が複数の都市に分散している諸外国の例(旧国土庁の資料等による。)

- ・ドイツ・・・(立法・行政) ベルリン、(司法) カールスルーエ
- ・イスラエル・・・(立法・行政) ベルン、(司法) ローザンヌ
- ・南アフリカ・・・(立法) ケープタウン、(行政) プレトリア、(司法) プレームフォンテン

(注) なお、オランダの首都は、憲法上はアムステルダム（憲法第三二条に、国王の即位は、「首都アムステルダム」で行う旨規定している。）であるが、実際上の政治・外交の中心はハーグとなっている（実際上の王宮もスーストディクとハーグとなっている。）（平凡社「世界大百科事典」一九八八年版等による。）。

○東京都からの照会への回答

〔内閣法制局総発第一七四号
平成二年一月二五日〕

東京都政策報道室調査部 首都機能担当課長 殿

内閣法制局長官総務室第一課長

平成二年一月四日付けで東京都知事から内閣法制局長官あてに送付された質問状について、お返事します。

これまで、首都の定義について、内閣法制局として、各省に見解を示したり、国会で答弁したことはありません。

なお、内閣法制局としての見解ではありませんが、首都とは何かということに関して、国会において答弁された例がありますので、ご参考までに別紙を送付いたします。

別紙

(国会答弁)

第一二二回国会（常会）

参議院土地問題等に関する特別委員会（昭和六三年五月一〇日）における下条進一郎委員の質疑に対する竹下登内閣総理大臣答弁

「○国務大臣（竹下登君）　いわゆる首都機能、こういうことになりますと、首都というものの定義は何ぞや、こういうことになると私は思います。それについて明確な定義があるわけじゃございませんけれども、常識的に諸外国等の事例から考えますならば、国会、中央省庁、こういういわば政治、行政の中心となる機能を備えているものというのが首都ではないかな、こういうふうに考えておるところであります。」

内閣法制局長官　津野修　殿

東京都知事　石原慎太郎

〔一政調査第二五五号
平成一一年一月四日〕

去る平成一一年九月二七日（月）の、「国会等の移転に関する特別委員会」での意見表明にあたり、事前に委員長宛に、下記の件について文書質問を致しましたが、回答がなかつたところであります。

その後、委員会当日委員長より「法制局へ照会するよう」との指示がありましたので、質問いたします。

記

一、首都とは何か。首都の定義を示されたい。